

京情個審答申第43号
令和7年6月27日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本 克己

個人情報開示決定及び個人情報不開示決定（不存在等）に
係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月23日付け4京法第102号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った個人情報開示決定及び個人情報不開示決定（不
存在等）については、条例の解釈及び適用に誤りがあるものの、結論において妥当と
せざるを得ない。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整
備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第
33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第
1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府公立大学法人
理事長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「〇年〇月〇日に京都府立医
科大学付属病院にて手術（〇医師も執刀した手術）を行った〇氏の〇損傷事故（以下、
「本件事故」という。）に関する文書ないしデータ（病院の医師・職員が送受信した電子
メールを含む。）以下の(1)(2)(3)の資料を含むが、これらに限られない。(1)本件事故に関
する医療事故調査報告書（以下「本件開示請求情報①」という。）(2)本件事故に関する
医療安全委員会の検討議事録（以下「本件開示請求情報②」という。）(3)患者への説明
もないまま〇医師（以下、「〇医師」という）に〇を含む開胸操作を執刀させた病院の
判断の根拠が記載された資料、および、〇医師が〇を損傷したことが手術室の天井カ
メラに映っていた事実をご家族への説明にどのように扱うつもりであったのかとい
う病院の方針が記載された資料（以下「本件開示請求情報③」という。）」を内容とす
る個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、令和3年12月16日、「特定した個人情報を開示する
ための事務処理に相当の期間を要することにより、決定期限内に開示決定等を行うこ
とが困難なため」として、条例第15条第3項の規定により開示決定等を行う期間を令
和4年1月31日まで延長した。
- 3 令和4年1月31日、処分庁は、本件開示請求のうち、本件開示請求情報①について
は個人情報開示決定（以下「本件開示決定処分」という。）を行い、個人情報開示決定
通知書を、本件開示請求情報②及び③については「公文書が存在しない」として、個
人情報不開示決定（不
存在等）（以下「本件不開示決定処分」という。）を行い、個人
情報不開示決定通知書（不
存在等）を、同日、審査請求人に送付した。
- 4 令和4年3月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条
の規定により、本件開示決定処分及び本件不開示決定処分を不服として処分庁に対
して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和4年3月31日付けで受付さ
れた。
- 5 令和4年12月23日、諮問庁である京都府公立大学法人理事長（以下「諮問庁」とい
う。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以
下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示決定処分及び本件不開示決定処分の取消しを求め

るというものである。

第4 諮問庁の説明の要旨

処分庁が、弁明書、再弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示決定処分について

- (1) 本件開示請求情報①は、本件開示決定処分により全て開示している。
本件開示決定処分の公文書のうち、対象外とした部分について、診療内容に係る部分は患者の個人情報に記載されており、審査請求人の個人情報は記載されていないため、開示の対象外としたものである。
- (2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件開示決定処分は妥当である。

2 本件不開示決定処分について

- (1) 京都府立医科大学では、アクシデントレポートは匿名で報告されるため、審査請求人の個人情報は記載されておらず、また、手術内容に係る部分は、当該手術を受けた患者の個人情報であるため、審査請求人による個人情報開示請求対象の公文書には当たらない。
- (2) 審査請求人は、本件開示請求情報③が記録された公文書が存在する旨、主張するが、電子メール等を含め存在しない。
- (3) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件不開示決定処分は妥当である。

3 文書の特定について

条例第2条第5号において、公文書は「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされており、本件開示請求において、これに該当する文書は、本件開示決定処分を行った文書を除き存在しない。

第5 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示決定処分について

開示された文書は、審査請求人が主治医として記録した手術記録、術後経過を記載したプログレスノートに整形外科担当医師の初診時記録のみをつなぎ合わせただけの不自然なものである。処分庁には、このことについて最低限説明する義務がある。

また、医療安全委員会に関わるメンバーの誰一人の記載も一切存在せず、本件事故の調査に関する記載は一文字もなく、当該文書は正式な医療事故調査報告書ではない。

2 本件不開示決定処分について

- (1) 本件開示請求情報②は、存在する。

審査請求人は、本件事故についてのアクシデントレポートを作成し、医療安全委員会に報告を行っていることから、これを受けた同委員会が本件事故について検討を行う過程で電子メールを含む何らかの文書が作成されているはずである。そして、当該文書には審査請求人の個人情報に記載されていると考えられることから、開示請求の対象文書となる。

また、処分庁は、アクシデントレポートに審査請求人の個人情報が含まれていないことを不開示理由としているが、アクシデントレポートをもとにしてなされたと想定される文書が本件開示決定処分により開示されているため、処分庁の弁明には矛盾がある。

- (2) 本件開示請求情報③について、執刀医に係る病院の判断のプロセスにおいて、診療科長による指示、命令等のやり取りが電子メールを含むデータでなされた可能性が高い。

また、手術ビデオの存在について電話による申し送りの際に言及されていることから、手術ビデオに係る遺族やその家族への説明についての決定プロセスにおいて、診療科長による指示、命令等のやり取りが電子メールを含むデータでなされた可能性が高い。

これらのことから、本件開示請求情報③が記録された文書は存在し、当該文書には審査請求人の個人情報に記載されていると考えられることから、本件開示請求の対象文書となる。

3 文書の特定について

- (1) 処分庁は、個人情報開示請求書に例示した本件開示請求情報①、②及び③以外の文書について特定しておらず、そもそも本件開示請求の対象文書の特定自体が適切になされていない可能性がある。

- (2) 電子メールは、実施機関のメールサーバーに保有されており、診療行為、患者説明に対する指示等、実施機関の職員が組織的に用いている。

審査請求人が証拠資料として提出した医局教室の費用の徴収に係る文書も、実施機関の職員が組織的に用いたものであり、少なくとも1通は存在することから、存在しないとする処分庁の主張は矛盾している。

第6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、請求した文書が存在している旨を主張しているところ、まず、対象文書に記録された個人情報や誰の個人情報かを明らかにする必要があるため、この点について言及する。

- (1) 本件文書は、特定の患者について実施された手術における医療事故に係る記録文書である。

- (2) 条例第13条第1項第1号は、開示請求の対象となった個人情報に請求者以外の者の個人情報が含まれる場合、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、他の個人のプライバシーを最大限に保護するため、当該情報が、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである場合には、不開示とすることを

定めるものである。

本号の「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる」とは、通常他人に知られたいと望むことが社会通念上正当と認められることをいい、開示請求が請求者本人に対して開示するものであることから、請求者以外の者が当該自己の情報を請求者に知られたいと望むことが正当であるか否かで判断することになる。法令等の規定により、若しくは慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、開示することとなる。

- (3) 条例第13条の2は、開示請求に対しては、原則として、当該請求に係る個人情報の存否を明らかにして開示又は不開示の決定をすべきであるが、例外的に個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について規定したものである。

同条に規定する「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる個人情報(以下「不開示情報」という。)を開示することとなる」とは、請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

- (4) これらのことを本件開示請求について当てはめると、本件開示請求は、特定の日及び場所に行われた特定の患者に対する手術において発生した医療事故を前提に、作成又は取得した公文書の開示を求めるものであり、本件開示請求情報の存否を答えることは、当該患者に対する当該手術の事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる特定の者の病気に関する個人情報を開示することとなる。

また、当該医療事故の存在を審査請求人が既に知っているとしても、同人が本件手術を執刀したという個別的な事情によるものであり、法令等の規定により、若しくは慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。

- (5) したがって、当該事実の有無は、条例第13条第1号の不開示情報に該当し、本件個人情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第13条の2の規定により、存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきであったと考えられる。

しかしながら、実施機関は、原処分において、本件対象文書が不存在であることを明らかにしており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて存否応答拒否を行う意味はないことから、結論において妥当であると言わざるを得ない。

- 2 前記1(5)のような事態は、本件開示請求に対応した処分庁の職員ひいては実施機関が、条例に基づく開示請求制度に関して十分に理解していないために生じたものと考えざるを得ない。

処分庁をはじめとする実施機関においては、職員に対する指導体制の確立、研修の実施等により、制度の適切な運用の確保に努めることが強く望まれる。

とりわけ、処分庁は、患者の個人情報をはじめ要配慮個人情報を扱う組織であり、特に適正かつ厳格な個人情報の取扱いが求められるにもかかわらず、このような事態を生じさせたことは甚だ遺憾であり、猛省を促すとともに、個人のプライバシーは個

人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等、個人情報 の性格と重要性を十分認識し、今後は適切に対応されたい。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 1 2 月 2 3 日	諮問書の受理
令和 5 年 3 月 8 日	第 1 回審議会
令和 5 年 1 2 月 2 0 日	第 2 回審議会
令和 6 年 4 月 1 6 日	第 3 回審議会
令和 6 年 1 2 月 1 2 日	第 4 回審議会
令和 7 年 1 月 1 7 日	第 5 回審議会
令和 7 年 3 月 1 2 日	第 6 回審議会
令和 7 年 6 月 2 7 日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

委 員（部会長） 山 本 克 己
委 員 奥 野 美奈子
委 員 原 田 大 樹
委 員 宮 本 恵 伸
委 員 山 舗 恵 子